# 令和7年度 利用申込書 兼 支給認定申請書〈施設型給付費·地域型保育給付費等〉

氏

		担	当	者	記	入	欄	
区分	□新規 □転園		き	ID	≢込 だい		□無 □在園	□新規 □転園

	住民CD_	
--	-------	--

<b>&gt;</b>					
	令和	年	月	日	

うるま市長様

番号記入欄 ●希望番号(

番)

生年月日 年齢

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等にかかる「利用申込」と「支給認定申請」を併せて行います。

申請にかかる 小学校就学前 子 ど も	(フリガナ)						※ R7/4/1時点	
現住所	うるま市	生の方は、うるまで	<b>市を二重線で削除し、</b> れ	都道府県名から記記	成して下さい。)	前住所		日付住所) 場合はそれぞれ記載 母 都道 府 県 市 区 町 村
連絡先	(父携帯番号)		_	_	(母携帯番号)			
		選考にかける	場合は、R8年度	の申込みが必要	日まで(※左記期間か 要となります。 よできませんので、:			さい。
□ (1)教育標準 【2号認定、	申込み】 <u>※</u> <sup>進</sup> 時間認定 3 <b>号認定</b> の	<u>基本14時ま</u> (1号認定) <b>)申込み</b> 】	での利用となり …認定こども園 育所/認定こど・		こども園】 保育所/事業所内	保育所	下記の事由から 入して下さい。※ 込み) 続柄 番・ 【 父 】	要とする事由 該当する番号を記 入所希望月の状況(見 号
②希望する場合旅	施設名を記	入(記載る	されていない園	園は入所選考	た含まれません	. )		
施設番号及び希望施設名 どちらも記入してくださ い。	希望順	施設番号	<u>※認定こども園等に</u> への入学が保障され	<b>希 望 カ</b> <u>こ入所決定するこ。</u> いることはありませ	 <u>- により、隣接または近</u> [	隣の小学校	【事由番号】 0:就労	6:災害復旧 7:紅振 山辛
(令和7年度入所案内P18 〜29の施設番号を参照)	第1希望				保	育所(園)	→ 1:疾病·障害 ) 2:介護·看護 → 3:求職活動	7:妊娠·出産
※施設によって受入れ可能年齢が異なります。よく確認してご記入くださ	第2希望				保	育所(園)	۸ . بلاء کام	育休
い。 施設 <u>の対象年齢と申請</u>	第3希望					育所(園)	)	
<u>児童の年齢が異なる場合、選考対象となりません。</u>	第4希望				—————————————————————————————————————	育所(園)	)	
	第5希望				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	育所(園)	)	
ア. 今後の転居予定				月 日)(転 選考時点の住所:	居予定 地に基づき加点します。(	〈公立幼稚園	校区) 慰から移行した認定こと	ごも園を希望する3~5
イ. 出産予定の有無	□無・□	有 (予定日	:R 年 月	工. 育休中		人所月の翌月	月1日までに復帰が可能	
ウ. 出産後の予定	□職場復帰	帚 ・ □育休取得	∤・□その他(	)		こ入所できな	い場合は、育児休業の	延長も許容できる
のきょうだいのえず	<b>発光の美雄</b>	/「海粉のき」	っさないの利田中	いったナス担く	vev / C⊏th v. Z	i 스 - 1/4 로이	(1日)美雄の担合ける	1.7 m

**|申込中のきょうだい**と、同園の入園のみ、入園を希望します。 (※入園できない可能性が高くなります。)

<u>申込中のきょうだい</u>で、個々の希望順位を優先で入園を希望します。<u>(きょうだい考慮なし)</u>

2 <u>申込中のきょうだい</u>と、同園の入園を希望しますが、同園に入園できない場合に限り<u>別々の園でも入園を希望</u>します。

<b>(5)</b>	家庭の状況(※入所希望月の1日時点の	状況をご記入ください。							
区分	氏 名 <b>個人番号(マイナンバー)</b>	由以旧音	F 月 日	年減業	象数件	!月の1日時点の (主婦) ・学校名・家庭保育 など			当者記入欄 人番号確認
	(ふりがな)	本人					(同 ·		]個人番号
	マイナンパー								カード 通知カード
	(ふりがな)	□父 □母 □きょうだい					(同 ・	別)	通和カート □住民票
	マイナンパー	□その他 ( )							※コピー可
	(ふりがな)	□父 □母 □きょうだい					(同・	/31/	身分証確認 こっきの公的証明を
	マイナンパー	□その他 ( )							)うちから一つ提示 してもらう
児	(ふりがな)	·□父 □母 □きょうだい					(同・		
童の	マイナンバー	□その他 ( )							?イナンバー カード
世帯	(ふりがな)	□父 □母 □きょうだい					(同・		運転免許証
員	マイナンパー	口その他 ( )							パスポート
	(ふりがな)	·□父 □母 □きょうだい					(同・	別)	主民基本台帳 カード
	マイナンパー	□その他 ( )							□その他 )
	(ふりがな)	· □父 □母 □きょうだい					(同・	別)	
	マイナンバー	□その他 ( )							
	(ふりがな)	· □父 □母 □きょうだい					(同・	別)	
	マイナンバー	ロその他 ( )							
	7.4月の入所希望・・・・・一斉申込受付期間外の希望® 7.5月以降の入所希望・・・R7.2月から受付開始となります								
63	<b>発育状況・個別支援保育(該当する</b>	るものに☑チェック	7)						
NO	内容						エック欄		-
2	持病、病歴はありますか。 		□無		□有 <del></del> □有「内	□通院中[病名: 			]
	乳幼児健診において、要経過観察の説明があ	<u> </u>			□有[內				]
		<u> </u>	口唇育毛帽			一 慢性特定疾患児手帳	□指定医療		
4	関係機関から発行済のもの(申請中)のもの 下さい。	かあれは <u>すべてに</u> 図して	□身体障害□通所受給	者手帳	口特別	児童扶養手当証書 保育に係る医療的所見	□発達検査	E結果等の発達状況に関す	
5	入所にあたり、個別支援保育利用を希望しま	すか。	□希望し	ない	□希望す	る			
6	入所にあたり、施設側で医療的ケアが必要に	なりますか。	□必要な			※申込時に事前相談が必			
<i>(</i> =1) =	「武器老加与佐口チェック棚		※ナエック	7の有無	に関わり	ず、個別支援に関する	聞き取りを行	τつ場合かあります。	
	<mark>人所選考加点項目チェック欄</mark> <この項目を確認し加点します。☑チェッ	クされていても加点要	件に当てはま	きらなし	いと判断	した場合は、加点対			
NO	内容				備考	É	加点なし	R護者チェック欄 加点あり	職員確認欄
1	保護者(父及び母)の不在で、祖父母等が保	育している。 <b>(100点)</b>	現に監護を	行うもの	が児童手	当を受給している。			
2	保護者(父又は母)の不在である。 <b>(40点</b> )		離婚、未婚、	死別、	離婚調停口	中、行方不明、拘禁など			
3	保護者が単身赴任中である。 <b>(5点)</b>		沖縄本島外/場合)	への単身	赴任等(就	労証明書等で確認できる			
4	生活保護世帯である。 (5点)		生活保護受持	給証明書	等により	<b>在認</b> 。			
5	   障がい者がいる世帯である。(住民票同一世	帯) (6点)	障害者手帳、		帳、障害	基礎(厚生)年金証書の3	<b>F</b> □		

双子を基準として、三つ子等増えるごとに5点加点とする。

保護者が扶養する別世帯のこども(県外在住等)も対象 とする。

教育・保育施設等で保育士または幼稚園教諭として従事 しているもの(保育補助を除く) ※認可保育所(小規模保育所、事業所内保育所を含む)、認定こども園、認可外保育所、幼稚園での就労を 対象とする。(幼稚園教諭、看護師または保健師がみな し保育士として従事する場合を含む)

転居予定地の認定こども園を希望する場合であって、入 所選考時点で転居予定であることが確認できた場合は対 象とする。

2/3

□人数:

□園名:

□幼稚園教諭 □保育士 □看護師 □保健師 □その他( )

名

袁

申込児童が多胎児(双子等)である。 **(5点)** 

多子世帯(こども3人以上)である。 (6点)

教育・保育施設で従事する者(有資格者) (200点)

認定こども園校区内 (公立幼稚園から移行した認定こども園の3〜5歳児クラスの希望者で、 原則、入所選考時点で校区内に住所を有するものを対象)**(5 点)** 

6

8

9

# 同意事項

- 1. うるま市長は、子ども・子育て支援法第16条(第30条の3により準用される場合を含む)の規定に基づき、支給認定証の交付、入所調整、保育料の決定・徴収事務等のため、申請者及び同一世帯員の個人情報を次の方法により確認し提供を求めることがあります。
  - ①住民基本台帳の閲覧・複写
  - ②市民税課税台帳、課税資料等の閲覧・複写
  - ③児童扶養手当受給者台帳及び特別児童扶養手当受給者台帳の閲覧・複写
  - ④生活保護受給に関する情報、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する 情報の閲覧・複写
  - ⑤保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼
  - ⑥世帯状況、課税状況等に関して、他市町村に対しての情報照会
  - ⑦その他の関係機関からの資料取得
- 2. うるま市長は、入所児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報について、次の場合に限り関係機関等第三者へ情報提供することができることとします。
  - ①特に必要と認められる場合に限り、教育・保育施設への次の個人情報の提供
    - 1) 氏名、生年月日、連絡先などの入所申込書及び添付資料等に記載された個人情報
    - 2) 保育料に関する情報
  - ②児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合
  - ③児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた 場合
  - ④その他、市長が必要と認めた場合
- 3. 提供された個人番号について(マイナンバー)について、子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する事務または児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用することがあります。(保育の実施に関する事務については、保育認定を受けた場合または希望する場合のみ利用します。)
- 4. 個人番号(マイナンバー)の提供が困難な場合、地方公共団体情報システム機構または住民 基本台帳より番号確認を行います。また、上記の方法で番号確認ができない場合は、追加書類 の提出を求めることがあります。
- 5. 認定申請に当たって、4月入所の場合は認定事務及び利用調整事務が集中するため審査に時間を要することから、支給認定証の交付は利用調整の結果とともに2月頃に通知いたします。
- 6. 申請内容や添付書類(勤務証明書等)に虚偽がある場合は、利用認定取消し及び保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。

#### 【参考】 子ども・子育て支援法(抜粋)

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども・小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の期間若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

## 令和7年度 うるま市保育所入所選考基準表

宛名番号	申込年月日		児童氏名			生年月	1	学年齢		基準点(父)	基準点(母)	調整点	選考点
第一希望		第二希望			第三希望					(a)	(b)	(c)	(a)+(b)+(c)
第四希望		第五希望							Ī				

### 【算定方法】

- ○選考点は、「A. 基準点」及び「B. 調整点」を合算した点数とする。 ○「A. 基準点」・・・基準点は、父、母以下「保護者」とれぞれに配点し、合算した点数を基準点とする。該当する類型(1~10)が複数ある場合には、点数の高い類型で認定する。 ○「B. 調整点」・・・調整点は、該当する内容(1~18)に配点する。該当する内容(1~18)が複数ある場合にはそれぞれの点数を合算した点数を対象児童の調整点とする。

#### 【A. 基準点(保護者の状況に係る点数)】

類 型			認定時の留意点							
1. 就労(月64時間以上を	区分		① 労 働 状 況 等 (				基準点			
常態とする)	E 7/		月あたりの労働時間(化			点数	父	母		
*採用予定を含む			月200時間			30				
			月190時間以上20			29				
			月180時間以上19	90時間未満		28			●認定は、勤務証明書等に記載のある月あたりの労	
			月170時間以上18	30時間未満		27			働時間(休憩時間含む)に基づき行う。	
			月160時間以上17	70時間未満		26			<ul><li>●保護者の勤務先が複数にまたがる場合、それぞれ</li></ul>	
			月150時間以上16	30時間未満		25			の勤務先の月あたりの労働時間(休憩時間含む)を	
	勤務者		月140時間以上15	50時間未満		24			合算する。 ただし、それぞれの勤務先の勤務日及び勤務時間	
	自営業者		月130時間以上14	10時間未満		23	1		が重なっており、従事することが困難と認められる場	
			月120時間以上13	30時間未満		22			合には、「それぞれの勤務先の月あたりの労働時間 (休憩時間含む)」から「当該重複している勤務時間	
			月110時間以上12	20時間未満		21	1		数」を差し引いた時間数で認定するものとする。	
			月100時間以上11	10時間未満		20				
			月90時間以上10	0時間未満		19				
			月80時間以上90	)時間未満		18				
			月64時間以上80	)時間未満		17				
2. 妊娠·出産			認 定 条 件			点数	$\overline{}$	母		
(妊娠中であるか又は出産 後間がない)		産前6週前	jの属する月始め(多胎14週前)から産後8週	後の翌日が属する月	末まで	24	$\sim$		<ul><li>死産についても、認定条件は同様とする。</li></ul>	
3. 疾病・障害	区分		認定多	<b>件</b>		点数	<b>√</b> 2 \	母		
(疾病にかかり、若しくは負		長期入院	おおむね1月以上の入院加療を要する	との医師の診断		30				
傷し、又は精神若しくは身 体に障害を有している)			週40時間以上の保育軽減を必要とする	医師の診断		26			●在宅療養は、おおむね1カ月以上の療養期間が	
(本には見る山のでんの)	疾病・負傷		週35時間以上の保育軽減を必要とする	医師の診断		24	1		見込まれるものについて認定する。	
	(診断書)	在宅療養	週25時間以上の保育軽減を必要とする	医師の診断		20			●「疾病・負傷」及び「障害認定」の両方に該当する場合は、点数の高い区分で認定する。	
			週20時間以上の保育軽減を必要とする	医師の診断		18	1		ON CITAL MARK VIEW IEW CENT CHOICE 7 SO	
			週16時間以上の保育軽減を必要とする	医師の診断		17				
		身体障害者手	帳1級·2級 / 精神障害者保健福祉手帳1級 /		障害年金1級	30				
	障害認定		健福祉手帳2級/障害年金2級			27				
	(手帳)		帳3級 / 療育手帳B1			21	1		<ul><li>●障害認定の場合は標準時間保育で認定する。</li></ul>	
			帳1級~3級以外 / 精神障害者保健福祉手帳	3級 / 療育手帳B2		15				
4. 介護·看護			認定条件							
(長期にわたり疾病の状態			100 花木 11			点数	父	母	<ul><li>●通院(通学)への付添いについては、その付添いに</li></ul>	
にある、又は精神若しくは 身体に障害を有する同居の			介護(看護)時間数(週)			AN-90A	^	1-9-	● 通院の通子パンの行為がれたうが、では、その行為がれたあてる時間数に応じ、左記基準に準じ認定する。	
親族を常時介護している)				l had a set mine.	A services area a visit day a service				■別居親族の介護(看護)は、原則として対象外とす	
					上の介護(看護)を常態とする	26 24			る。ただし、介護(看護)を必要とする別居親族の「住 民票謄本」及び「その世帯に介護(看護)を行うことが	
	「介護(看護)時間数	か(温)   及び「認定期!	問」は、医師の診断書及び介護(看護)状況	週25時間以上35時間木調の介護(有護)を吊懸とする					できる者がいないことが分かる書類(勤務証明書	
	申告書により判断す		AJIA (ESPI-SEPIE)						等)」により、保護者が介護(看護)を行う必要性がある。	
				週20時間以上25時間未満の介護(看護)を常態とする					ると認められる場合は認定を行う。	
			AT	週16時間以上20日	時間未満の介護(看護)を常態とする	17				
5. 災害復旧 (災害の復旧にあたってい			認定条件		偏 考 災害の復旧にあたる期間を認定期	点数	X	母	<ul><li>■罹災したことが分かる書類で判断する。</li></ul>	
న)		震災	・風水害・火災・その他の災害		間とする。	30			● 個人 ひたことが カル・ショ 気 で 刊刷 す シ。	
6. 求職活動中			認 定 条 件		備考	点数	父	母		
		De with other sec. Dr. of	n + H III berlij A / Herikolikolikolikolikolikolikolikolikolikol		原則、求職活動開始から90日間が					
		水城中のため	日中外出する場合(起業準備を含む。)		経過する日が属する月の末日まで を認定期間とする。	9				
7. 就学·職業訓練			認 定 条 件			点数	Ŷ	母		
1. 机丁二枫米叫脒			90 AC AC 11		月160時間以上	26	_ ^			
	20.5 L.L. 40.5 - 40-21	or MALLS of the Control of the Contr	. M # #5.00 Lb. T - P		月140時間以上160時間未満	24	1		<ul><li>就職につながらないものは対象外。</li></ul>	
	これらに准ずる教育	る学校、専修学校その 『施設に在学している	他の各種字校及び		月120時間以上140時間未満	22	1		(いわゆるお稽古等)	
	又は				月90時間以上120時間未満	19	1		<ul><li>●通信制の場合は短時間保育で認定する。</li></ul>	
	公共職業能力開発	施設にて行う職業訓練	東等を受けている		月64時間以上90時間未満	18	1		●四回期の毎日は四回開業用で膨化する。	
					上記学校が通信制の場合	9	1			
			認 定 条 件		備考	点数	父	母	<u> </u>	
8. 育児休業						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	^	-		
みなし育休	育児休業	音体対象児音以外	の転所申込(入所希望月翌月1日までに復帰-	予定ではかい場合)	育児休業対象児童又はみなし育休				●育児休業対象児童またはみなし育休対象児童の 新聞力には、1 またりの問題としての問題を提出され	
		みなし育休対象児童	E以外の転所申込(入所希望月翌月1日までに援加 E以外の転所申込(入所希望月翌月1日までに	対象児童が、最長2歳となる月の末 日までを認定期間とする。	16			新規申込は、入所月の翌月1日までの職場復帰が条件となるため、「1.就労」として取り扱う。		
(新規申込時に育児休業中 の場合を除く。)	みなし育休	場合)						C. G. C. C. L. G. C.		
	<u> </u>	<u> </u>			<u>                                      </u>		<u></u>			
9. 虐待·DV	区分		認 定 条 件		備考	点数	父	母	<ul><li>●児童相談所等からの依頼・通知等、保育の必要性</li></ul>	
	虐待	児童虐待を行	っている又は再び行われるおそれがあると認め	bられること		30			が分かる書類で判断する。	
	DV	DV禁宝のため	家庭内保育が困難であると認められること			30			<ul><li>●家庭裁判所から保護命令の発令があることがわか</li></ul>	
10 + 8 1240 4 7 36 7 51 -	DV	DV 放音のため	家庭内休月が困難であると認められること 銀 定 条 件		備変	点数	◊	母	る書類で判断する。	
10.市長が認める前各号に 類する状態である		7-1	部 足 衆 性 の他うるま市長が認める状態		畑 与		X	村		
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	·					·	l	L		

<u>[</u> В.	調整点(家庭の状況等に係る点数)】							
区分	内 容	点数	備考	区分	内 容	点数	備考	
	1. 保護者(父及び母)の不在で、祖父母等が保育	100	現に監護を行うものが児童手当を受給している		12. 継続在圏の希望(小規模保育事業等の卒圏児童)		希望保育施設と同一の保育施設に前年度3月に在園(見込)して いること希望(案内予定)保育施設の連携施設に前年度3月に在	
	2. 保護者(父又は母)の不在	40	未婚・死別・離別・離婚調停中・行方不明・拘禁等				蘭(見込)していること	
	3. 保護者(父又は母)の単身赴任 ※保護者の申出により加点	5	沖縄本島外への単身赴任等(就労証明書等で確認できる場合)		13. 認定こども園校区内		転居予定地の認定こども関を希望する場合であっても、入所選	
世帯状況	4.生活保護世帯	5	生活保護受給証明書等により確認する		(公立幼稚園から移行した認定こども園の3~5歳児の希望者で、原則、人所選考時点で校区内に住所を有するものを対象) ※保護者の申出により加点		転店下走地の認定ことも個と常望する場合であっても、人所達 考時点で契約書等の提出があり、転居予定地住所及び転居予 定があることが確認できた場合は対象とする	
	5. 障がい者がいる世帯(住民栗同一世帯) ※障がい者が申込児童本人、きょうだい姉妹、祖父母及び	6	6 障害者手帳、療育手帳、障害基礎(厚生)年金証書の写 し等により確認する		14.個別支援保育を必要とする子		個別支援保育利用申請および必要書類の提出がある場合	
	挟養義務者の場合  6. 多千世帯(こども3人以上) ※保護者の申出により加点	日本により雑誌する 保護者が挟養する別世帯のこども(県外在住等)も対象と 6 する(申込後に子の数に増設がある場合は、保護者から の期限内の申出により再算保益する)		その他	15. 市外住民	-150	入所選考時点で市外住民の場合 ※転入予定者を除く	
きょう	7. きょうだい児が認可保育施設に入所中(転園希望) ※保護者の申出により加点	10	きょうだい児が選考時点で在園しており、当該児童が在 園している場合(卒園児を除く)		16. 過去に勤務証明書において、虚偽の申請をしたこと がある者			
だいの	8. きょうだい児が認可保育施設に入所中(新規申込) ※保護者の申出により加点	5	きょうだい児が選考時点で在園しており、当該児童が新 規で申込みしている場合(卒園児を除く)					
状 況	9. 多胎児(申込み児童が双子等) ※保護者の申出により加点	5	申込児童が、双子等である場合 ※双子を基準に、1名増えるごとに5点加点とする。		17. 保育料未納(滞納)	-100	納付相談がない、または、誓約どおり支払いができてない等の 場合	
就 労状	10.「教育・保育施設で従事する者(有資格者)」	200	教育・保育監定等で保育士または幼稚園教諭として従事 しているもの(保育補助を除く) ※認可保育所(小規模さむ)、認定とども園、認可外保 育所、幼稚園での就労を対象とする。(幼稚園教諭また は看護師、保健師がみなし保育士として従事する場合を 含む)		18.社会的養護が必要な児童がいる世帯(虐待、DV等も合む)	300	児童相談所等からの依頼・通知等、保育の必要性が分かる書類 で判断する。(里親世帯も含む)	
況	11. 育児休業延長希望者 (在園継続希望者、転園希望者を除く) (新規申込者のみ)	-500	該当する場合、その他調整点(1.~18.)を対象外とする		19.その他家庭状況等から、特に選考点の調整を要する と認められる場合	100	うるま市長が認めるもの	